

第 12 回農業委員会議事録

- 日 時 平成 29 年 12 月 25 日(月) 午後 1 時 30 分～
- 会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室
- 出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・海江田兼光・前平正美・坂元芳郎
・谷上政広・日高和代・日高憲治・松元秀明・上村正行
事務局 ・橋口・阪元
- 議 題 議案第 45 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 47 号 農用地利用集積計画承認の件 (利用権設定)
- 議 題 議案第 48 号 農地法の適用を受けない土地の証明について
- 議 題 議案第 49 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議 題 議案第 50 号 農業振興地域整備計画の変更同意の件
- その他

事務局	ただ今から、第 12 回定例農業委員会を開催いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を坂元委員と谷上委員へお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 45 号の農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>（申 請 者） ○○○</p> <p>（申 請 地） 綾町大字北俣字八町・・・ 畑 650 m²</p> <p>（申請理由） 一般個人住宅用地（2 世帯住宅）</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>次の案件をお願いします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請承認の件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>（譲 渡 人） ○○○</p> <p>（譲 受 人） △△△</p> <p>（申 請 地） 綾町大字北俣字塚原・・・ 田 330 m²</p> <p>（申請理由） 一般個人住宅用地</p>
会 長	場所はちょうど、てるはドームの裏で周囲は住宅地だね。
事務局	先に埋立をしているので、始末書が入っています。
徳弘委員	対価は？

事務局	対価は□□□万円です。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の案件をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番 (譲 渡 人) ○○○ (譲 受 人) △△△ (申 請 地) 綾町大字入野字新屋敷・・・ 畑 1,087 m² (申請理由) 一般個人住宅用地 (2 件分) ▲▲▲さんの息子と娘で、2 件分。いますぐ家を建てる訳ではないのですが、将来は2軒建てたいとの事でした。裏の方が狭くなっていて、使えない部分もあるとのこと。駐車場も作りたいとの事です。入口は狭いです。3m くらいしかありません。</p>
前平委員	入口が狭いのに許可がでるの？狭ければ埋立するのでは・
事務局	<p>どういう取り方をするかですね。道路の接続で。優効地として。出入りする所ですから、将来的な話しか聞いていませんので。もしかすると、壊して広げるか？まだわかりません。</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次の案件をお願いします。</p> <p>経営基盤法 18 条の規定による農地利用集積計画です。</p>

事務局	<p>議案番号 1 番から 4 番まで説明をします。</p> <p>(譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字沖代・・・ 田 1,547 m² (期間) H30.1.1~H32.12.31 (対価) 10a/□□□千円 この土地を■■■さんが借り受け致します。</p> <p>(譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字郷嶋・・・ 田 3,365 m² 内 1,200 m² (期間) H30.1.1~H32.12.31 (対価) 10a/□□□万円 この土地を■■■さんが借り受け致します。</p>
会長	<p>以上のようなので、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>5 番</p> <p>(譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字川窪・・・ 外 1 筆 田 1,968 m² (期間) H30.2.1~H40.1.31 (賃借料) 10a/□□□千円 (申請地) 綾町大字北俣字川窪・・・ 田 991 m² (期間) H30.2.1~H40.1.31 (賃借料) 10a/□□□万円 この土地は、最終的に■■■さんが借り受け致します。 ・・・番地は田です。あとの 2 筆はハウスで、施設果樹になります。</p>
会長	<p>以上のようなので、何か意見はありますか。</p>

	<p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。 つぎの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法の適用を受けない土地の証明についてです。</p> <p>1 番</p> <p>(申請者) ○○○</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字二反野・・・ 畑 3,583 m²</p> <p>(申請理由) 耕作放棄地</p>
徳弘委員	<p>図面にある通り、元々、ゴルフ場から見える土地だった所です。△△△という養豚施設を○○○さんが買われまして、まだ豚は入っておらず、4～5年たった状態です。今回、来られまして、畑であったけど手付かずの状態であると、現地は荒れた状態で、農地法の適用を受けないように配慮願いますという事で来られました。</p>
会 長	<p>あれは、△△△さんの土地でしたか？</p>
徳弘委員	<p>そうですが、今は、豚は入っていません。いずれは入れる予定です。</p>
岡元委員	<p>現状はどうなっているの？山林にはなっていないの？</p>
事務局	<p>原野ですが、何て言ったらいいのか。</p>
徳弘委員	<p>元々、△△△さんが堆肥を野積みしてまして。もう何十年もたっています。もう、泥にはなっていると思いますが、元々は堆肥があったからですね。最低でも十年以上は耕作していません。</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

事務局	<p>全員賛成で許可することに決定いたします。 つぎの説明をお願いします。</p> <p>1 番 (申請者) ○○○ (申請地) 綾町大字入野字宮原・・・ 畑 802 m² (申請理由) 昭和 46 年から宅地として利用していた 現在、家が建っております、畑としての利用は全くしておりません。</p>
会 長	<p>現在、建っている宅地は誰の？</p>
事務局	<p>△△△さんです。</p>
会 長	<p>この土地に関しては、農業委員会は携わっていないよね。 以上のようなので、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次、お願いします。</p>
事務局	<p>議案第 49 号。耕作放棄地に係る農地法第 2 条 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について これは、先々月、10 月 16・17・19 日にかけて、農業委員の皆さん・推進委員の皆さんとで、町内をまわっていただきまして、農地パトロールをしていただいた土地です。あの時点で原野や山林になっている所ばかりで、非農地として通知を出したいと思っております。ここは全て農振地として、実際県の方にも見てもらいまして、これなら農振も外れるだろうという所を、皆さんと見ていただいて、プラス県に指摘いただいた所をピックアップして載せてあります。5 ページになります。</p>
徳弘委員	<p>この倉輪地区の○○○さんの、ぬかって仕方がない所がありましたよね。今回ここはあがってきてないの？</p>

事務局	その件は、前回処理させていただいております。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次、お願いします。</p>
事務局	議案第 50 号。農業振興地域整備計画の変更同意の件です。 この案件につきましては、農業振興課係に説明をお願いします。
森本さん	<p>先程、事務局から説明があった通り、農業振興整備地域に係る意見聴取の内容一覧という事で、手元の資料には 10 ページからです。地図が 9 ページからとなります。あわせてご覧下さい。 左から 2 つ目の欄に変更内容の除外の予定案件についての、説明をさせていただきます。</p> <p>1 番 (所在地) 綾町大字南俣字元蔵・・・ 外 1 筆 田 2,004 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 従業員駐車場</p> <p>2 番 (所在地) 綾町大字南俣字小平谷・・・ 山林 551 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 太陽光発電設置</p> <p>3 番 (所在地) 綾町大字南俣字小平山・・・ 畑 1,629 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農家住宅・駐車場・農業用倉庫建設</p> <p>4 番 (所在地) 綾町大字南俣字豆新開・・・ 外 1 筆 宅地 3,755.66 m² (申請者) ○○○</p>

(変更理由) 規模拡大による従業員駐車場増設

5 番

(所在地) 綾町大字南俣字草萩・・・ 畑 2,342 m²の内 902 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 農家住宅・駐車場・農業用倉庫建設

6 番

(所在地) 綾町大字南俣字大谷・・・ 外 8 筆

畑・宅地 9,003.57 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 社会福祉施設事務所・駐車場・農産物加工施設等就労支援施設

7 番

(所在地) 綾町大字南俣字大谷・・・ 宅地 596.5 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 一般個人住宅

8 番

(所在地) 綾町大字北俣字吉井原・・・ 畑 1,078 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 運送業の資材置場・トラック駐車場

9 番

(所在地) 綾町大字南俣字広沢原・・・ 畑 1,916 m²内 842 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 農家住宅・事務所

10 番

(所在地) 綾町大字北俣字尾立・・・ 畑 7,186 m²内 761 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 農家住宅

次からは用途区分の変更となっております。

11 番

(所在地) 綾町大字南俣字上原・・・ 外 1 筆 畑 2,610 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 農産物販売所・駐車場

12 番

(所在地) 綾町大字南俣字森元・・・ 外 1 筆 田 3,009 m²内 94 m²

(申請者) ○○○

(変更理由) 農作業従事者用駐車場

	<p>13 番 (所在地) 綾町大字南俣字なはへぎ・・・ 畑 308 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農業用資材置場</p> <p>14 番 (所在地) 綾町大字南俣字柿ヶ野・・・ 外2筆 田 2,207 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農作物(椎茸)工場用地</p> <p>15 番 (所在地) 綾町大字南俣字古川・・・ 田 744 m²の内 48 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農業用倉庫</p> <p>16 番 (所在地) 綾町大字北俣字二本松 畑 976 m²の内 40 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農業用倉庫</p> <p>17 番 (所在地) 綾町大字北俣字中迫・・・ 畑 300 m²の内 55 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農業用倉庫</p> <p>18 番 (所在地) 綾町大字北俣字大窪・・・ 畑 2,009 m²の内 64 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農業用資材置場</p> <p>19 番 (所在地) 綾町大字入野字四反田・・・ 畑 3,947 m²の内 162 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農業用倉庫</p> <p>20 番 (所在地) 綾町大字北俣字狩果・・・ 畑 1,413 m²の内 87 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農業用倉庫</p> <p>21 番 (所在地) 綾町大字北俣字中迫・・・ 畑 8,062 m²の内 3,594 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 牛舎</p>
--	--

	<p>22 番 (所在地) 綾町大字北俣字尾立・・・ 畑 8,835 m²の内 95 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農業用倉庫</p> <p>23 番 (所在地) 綾町大字北俣字尾立・・・ 畑 7,186 m²の内 56 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農業用倉庫</p> <p>24 番 (所在地) 綾町大字入野字川原元 田 ・・・・3,355 m²の内 54 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農業用倉庫</p> <p>25 番 (所在地) 綾町大字北俣字吉井原・・・ 畑 621 m²の内 121 m² (申請者) ○○○ (変更理由) 農業用倉庫</p> <p>今ご説明した分は、除外の申請の案件及び用途区分の申請の案件となっております。農業委員会の皆様には、内容をご検討いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>野村係長 すいません。補足を致します。 今ですね、前回から農業振興地域整備計画の見直しを、来年・再来年に向けて計画をしております。町内の 1 筆調査というのをしております。その中で、既に提出しているのは、倉庫が建っていたり、建物が建っていたりしている案件を、本来であれば農振法違反ではあるのですが、出来て、十数年経っている物もありますし、そういう物も今回は農振の除外や用途区分の変更という事であげさせてもらっています。</p> <p>徳弘委員 除外の 2 番ですが、大平山の○○○さんの太陽光発電ですが、地目自体は山林ですよね。山林の所の意味合いは？</p> <p>森本さん 地目が山林であっても、農業振興地域としては、青地をかけた時は、耕作されていたので、青地になっていたのですが、本当であれば農地が地目以外であっても、町の造林部として青地をかけていますので、山林にかぶせられないものではないので、当時は山林の地目だ</p>
--	--

	ったのですが、現況としては畑だったので、青地だったと。
徳弘委員	そういう所はまだあるという事だよね。当時は山林であっても、青地になっている所は。
森本さん	はい。前回野村の方が全体の見直しをかけていくと説明したのですが、今回 1 筆調査をかけてわかっている所と、ある程度県と現場を見たところに関してだけあげた所です。
徳弘委員	本人は地目が山林であることをわかっていたからこそ、太陽光を設置したという事だよね。
森本さん	そうですね。農業委員会の方は田畑ではないので、本人さんが農振除外するのを忘れていたと思います。
前平委員	農業用倉庫でわかっている分で、現在、建物が建っていると。その中で、一番古いのは何年前ですか？
森本さん	農業用倉庫の方ですか？
前平委員	倉庫も個人住宅も含めて。
森本さん	家屋の方も、今わかっているのだけでも、農振を始めた頃には、建っていて、1 筆管理で隠れてしまっていて、本当であれば宅地で、昭和 30 年代には建っていたのだけれども、そこが 1 筆の中の建物だったので、うちが青地をかぶせているところも実際にあって、今後、家の所だけでも除外していく手続きとか、町の最初からの錯誤という形での建物もありますし、農業用倉庫で、基準になっているのが、床がコンクリートを打ってある建物になると、やはり用途の区分変更です。協議が必要になります。下がコンクリートでなければ、建物は壊しても大丈夫、なぜなら田畑に戻る可能性が高いからという事で、基本的には私達が見てまわった時には、下がコンクリートの部分を、基礎をして建ててある農業用倉庫を用途区分の変更という形で、ひろっていく必要があると考えています。今回あげてあるのは、ごく一部になります。今から、全筆調査追加して、わかっている分も加えて、まだ何十件もありますので、堆肥盤もコンクリート

	をうってするので、大きくても小さくても用途区分の変更は必要だけれども、今後うちの方でもひろえるだけひろって、正しい形に戻そうとは考えています。
野村係長	あとは、もう GIS の航空写真と地番が重ねて、上から見られるので、昔は地図を片手に見ていたので、番地と実際の建物の場所に不一致があり、現在は行けば地図の上に家が建っているのが写真で見えるので、そういう誤りはどんどんなくなっていくと思います。地番の誤り等はですね。
森本さん	〇〇〇さんのご自宅も、ご自宅申請の横は白地があるので、ここにご本人さん達は建てたと思うのですが、少しはみ出しています。航空写真を見ると、建物が青地の所に少しはみ出しているのですが、昔の地図だけで行くと建物がわからないので、家がはみ出しているとか、建物が隣の地番にまたがっているとか、なかなかわからなかったもので、間違えも多いのではないかと思います
会 長	これは、ずっと前にまわったハウス農家ですが、コンクリをうって、堆肥はそのままだけど、上の建物が無いわ。これはどうなるの？
森本さん	下がコンクリートであれば、用途区分の変更が必要です。県から回答を貰っていますので、今回は建物ばかりでした。農業用かどうか迷う部分もありまして、県と一緒に、先に現地をみてまわり、判断した所を議案であげさせていただきました。見るからに堆肥盤という所は、現地を確認して縦横の長さを測り、航空写真と確認しながら、全部、用途変更をかけていこうという事で考えています。
会 長	用途変更をした場合、税金はどうなるの？
事務局	税金は変わりません。
会 長	今後も出てくるという事ですね。
野村係長	はい。結構出てくると思います。無許可の人で、極端な事を言うと、青地の真ん中に家を建てている人なんかは、申請をしても県が許可を出さないなので、どうする事も出来ない案件だと思います。一応、

	改善命令の文書を出しますが。法的処置は難しいとは思いますが。
徳弘委員	農振かどうかはわかりませんが、町が体育館前の土地を埋め立てていますが、あそこは農振ではないの？
野村係長	あそこは、農振ではありません。
会 長	これは、何年かけて正しくするの？
野村係長	来年・再来年の2年で終了する予定です。
森本さん	用途区分変更の11番は、現在申請中で、他は、1筆調査をして、駐車場なり、農業用倉庫が建っているのも用途区分の変更なのですが、11番の〇〇〇さんについては、来年以降、農産物販売所の建築と駐車場を考えているという事で、事前に申請をされて、今後、農業委員会で許可を得た後、県の協議を含めて、改めて、用途区分の変更をする予定となっております。
徳弘委員	用途区分の変更と除外とはどう違うの？
野村係長	農業振興地域であるけれども、建物が建っているという、農業施設用地の用途区分の変更です。
谷上委員	申請者とあるのですが、この申請者に聞いてみたのですが、何も知らないとの事でしたが、これはどうして？
野村係長	本人が農業振興地域ということを知らなくて、堆肥盤を作ったり倉庫を作ったりという事で、わからないと答えていると思います。で、今回1筆調査で、私達が気づいてあげているので、本人さんには連絡をしていません。
谷上委員	今後、本人さんには連絡をするのですか？
事務局	本人の確認よりも、うちの処理でして、GISに変わった時に、本来なら処理すべきことをしていないので、ご本人に連絡を入れていくと混乱するかもしれませんので、連絡はしない方向で考えています。

野村係長	<p>本当は、自分の農地は青地か白地かは自分で認識を持ってもらうのが一番いいのですが、そこに何かを建てる時には役場に相談してもらうのが基本的な流れだと思います。</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。 次、お願いします。</p>
事務局	<p>追加議案第 51 号。農業振興地域整備計画 27 号計画の意見聴取についてという事で、審議の程お願いします。説明をお願いします。</p>
野村係長	<p>地域農業の振興に関する地方公共団体の計画という事で、農振法の中に 27 号計画という法律がありまして、今回、町の方で 27 号計画を策定いたしまして、農振除外をしたいという案件が 1 件ございます。まず、この 27 号計画を策定するにあたりまして、農業委員の皆様のご意見を聞きたいという事で、まだまだ計画も作っておりませんので、計画を作る前に農業委員会の意見を聞きなさいというご指摘がございましたので、今回提案をさせていただきます。</p> <p>内容は、趣旨という事で市町村が地域の農業の振興の観点から定められた計画に基づく「農業振興施設」の用地については、公益性が特に高いと認められる施設の用に供される土地として、優良な農地であっても、農用地区域からの除外、農地の転用が可能という事になります。ですから、この 27 号計画の策定をすれば、青地でも農振除外が出来ますし、転用も出来るという計画です。これは除外規定の中に、27 号計画というものがありまして、これを使って除外したいという事です。基準等という事で、ア・イ・ウと 3 つございまして、この 3 つすべての要件を満たさないと計画は作れない事になっておりまして、アですが、定期的に検証をなさないと、27 号計画を策定して、実際、物が建ったら 1 年に 1 回、5 年間、定期的に検証する必要があります。イですが、農用地区に含むべき農地（農用地区域内農地等）の農業上の効率的な利用に関する基準として、①か</p>

ら⑦までのすべての要件を満たすとあり、①は施設の規模が妥当かという事です。②は、他に代替地はなかったのかという事です。③は、総合的な農業に支障はないかという事です。④は、農地の利用集積に支障はないかという事です。⑤は、用排水路の機能に支障はないかという事です。⑥は、基盤的整備事業が完了後8年を経過しているかという事です。⑦は、計画策定後5年以内に施設が出来るのかという事です。ウですが、関係機関等との手続きとして、⑧から⑪までの手続きを経た計画という事です。⑧は、農業委員会に意見を聞いたかという事で、これは本日という事になります。⑨は、地域住民の意見を聞いたかという事で、これは、報告で解決いたします。⑩は、行政庁処分として、都市計画化の区域（建設課も関わりますが）建設課の所と、農業委員会が転用できるのかという事、処分行政の意見を聞くという事です。⑪は、土地改良区の意見を聞きなさいという事です。こういった要件を満たせば、27号計画として認めますよという事です。

平成26年の4月1日に、農林水産省から出た文書で、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用の明確化等について書いてあります。内容は、事務・権限の移譲等に関して、農振制度の見直し方針を国が出したものです。農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、農地転用の許可や農用地区域からの除外等の要件の緩和又は明確化を行うこととされたので、緩和条件がH26.4.1に出ました。こういったものが、緩和されるのかと言うと、大きく3つありまして、六次産業化の推進とあります。次に、再生可能エネルギーの利用活用の促進。次に集落の維持等農業・農村の活性化になります。この中で、今回、使いたいのは、「家畜等の管理のため畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合」という事で、耕作又は養畜の業務を営む上で、飼養牛の分娩時の事故防止等のため、昼夜の区別なく緊急に対応する必要がある場合等に、畜舎等に隣接するなど当該施設から至近の位置に当該業務を営む者の住宅を設置することが必要となる場合があるという事で、畜産農家が家を建てる場合、牛舎の近くに家を構える場合、27号計画により農振から除外することが出来ますという事です。こういったものを、活用しながら、27号計画の策定の意見聴衆ですが、除外申請などをお願いすると思います。場所は、地図を見てもらうとわかりますが、国富町との町境になりますが、〇〇〇さんですが、ここに牛舎を建てて繁殖経営を行っていますが、ここに家を建てたいという本人からの要望があがってお

	<p>りまして、実際、現地に県と行きまして、農振除外が出来るかの判断をいただいたのですが、ここがちょうど町境でありまして、本来、綾町だけでみれば、一番端で裏は山手で農振の端にはなるのですが、町との繋がりをみたときに、国富から見ると農振の真ん中になるのではという事です。県は通常の農振除外の手続きでは、ここは除外出来ませんよという事で、今回、先程の要件にありましており、畜産を営むものは、国の方からも緩和要件が出ておりますので、町の方で27号計画を策定して、この除外を申請したいと考えております。</p>
徳弘委員	<p>さっきの説明によると、農振地の真ん中であっても、条件を満たせば住宅を建ててもいいという事ですね。</p>
野村係長	<p>計画が策定されれば、公益性の高い施設という事で、除外条件に当てはまります。</p>
徳弘委員	<p>畜舎そのものを建てて、そこに家を建てるのも可能になるという事です。</p>
野村係長	<p>はい。可能です。畜舎の部分は除外ではなく、用途区分の方になると思います。</p>
会 長	<p>〇〇〇さんの畜舎と住宅は少し離れていると思うけど、それでもいいの？</p>
野村係長	<p>今回、計画を見せていただいたら、牛舎も建設予定で、敷地内に農家住宅と農業用倉庫、それから牛舎を建築予定という事で、新たに建設する予定です。</p>
前平委員	<p>5年以内に作って、毎年見にいかなければいけないのね。</p>
野村係長	<p>はい。それは条件ですので、そうしなければいけません。</p>
会 長	<p>計画がオーバーした場合にはどうなるの？</p>
野村係長	<p>建設のですか？家はすぐに建つとは思いますが、牛舎の方は、すでにあるので、そこを至近距離とみなせば大丈夫だとは思いますが。新</p>

	<p>たな牛舎はすぐ出来るかどうかはわかりません。計画自体の妥当性はあります。</p>
徳弘委員	<p>森永の川が流れているけど、河川際なのは問題ないの？河川の近くには家は建てられるの？牛舎は河川法で河川の近くには建てられないと聞いていたから。川として確認していた方が、問題が起きたときにとっても思っています。</p>
谷上委員	<p>川じゃなく溝じゃない？川沿いではないでしょう。そもそも、もう牛舎がすでに建っているからね。今更でしょう。</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
徳弘委員	<p>これは、意見聴衆であって、まだこれから申請とかあるのでしょうか？</p>
野村係長	<p>一応、意見聴衆をしまして、賛成という事を頂きましたので、今後は、原案を作成いたしまして、報告し県への策定となります。計画が策定してから、除外申請・転用申請を行います。農業委員会の皆様には同じ案件にはなるとは思いますが、またご審議をお願いしたいと思っております。</p>
会 長	<p>次回の定例会ですが、1月29日(月)13時30分から開会します。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>以上をもって議案審議は終わらせていただきます。</p>

この議事録は、平成29年12月25日開催の第12回農業委員会の議事録に相違

ありません。

会 長 日高 憲治

議事録署名委員 坂元 芳郎

議事録署名委員 谷上 政広